

民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(7)

目次

第1	保証人の責任を制限するための方策	1
第2	弁済	3
1	預金口座への振込みによる弁済	3
2	民事執行手続における配当と弁済の充当	7
3	弁済による代位と求償権との関係	12
別紙	比較法資料	17
	〔ドイツ民法〕	17
	〔オランダ民法〕	20
	〔ヨーロッパ契約法原則〕	20
	〔ユニドロワ国際商事契約原則2010〕	20
	〔国際振込に関するUNCITRALモデル法〕	21

※ 本資料の比較法部分は、以下の翻訳・調査による。

- ドイツ民法
 - 石川博康 東京大学社会科学研究所准教授・法務省民事局参事官室調査員
 - 石田京子 早稲田大学法務研究科准教授・法務省民事局参事官室調査員
 - 大澤彩 法政大学法学部准教授・法務省民事局参事官室調査員
 - 角田美穂子 一橋大学大学院法学研究科准教授・法務省民事局参事官室調査員
 - 幡野弘樹 立教大学法学部准教授・前法務省民事局参事官室調査員
- オランダ民法
 - 内田貴 法務省経済関係民刑基本法整備推進本部参与
- ヨーロッパ契約法原則
 - オーレ・ランドー／ヒュー・ビール編，潮見佳男 中田邦博 松岡久和監訳「ヨーロッパ契約法原則Ⅰ・Ⅱ」（法律文化社・2006年）
- ユニドロワ国際商事契約原則2010
 - <http://www.unidroit.org/english/principles/contracts/principles2010/translations/blackletter2010-japanese.pdf>（内田貴＝曾野裕夫＝森下哲朗訳）
- 国際振込に関するUNCITRALモデル法
 - 岩原伸作・藤下健『国際振込に関するUNCITRALモデル法』の逐条解説」金融法研究資料編（8）・別冊

第1 保証人の責任を制限するための方策

保証債務の内容が保証人（法人を除く。以下同じ。）の財産、収入等に照らして過大な場合に、その債務の軽減を図る方策の要否及び内容についてどのように考えるか。例えば、保証人が債務を履行すべき時における保証人の総資産のうち一定の部分の限度においてのみ保証債務を弁済する責任を負う旨の規定を設けるかどうかについて、どのように考えるか。

○中間試案第17、6(4)「その他の方策」

保証人が個人である場合におけるその責任制限の方策として、次のような制度を設けるかどうかについて、引き続き検討する。

ア 裁判所は、主たる債務の内容、保証契約の締結に至る経緯やその後の経過、保証期間、保証人の支払能力その他一切の事情を考慮して、保証債務の額を減免することができるものとする。

イ 保証契約を締結した当時における保証債務の内容がその当時における保証人の財産・収入に照らして過大であったときは、債権者は、保証債務の履行を請求する時点におけるその内容がその時点における保証人の財産・収入に照らして過大でないときを除き、保証人に対し、保証債務の〔過大な部分の〕履行を請求することができないものとする。

(説明)

1 現行の規定

保証に関する現在の規定には、保証債務の額が保証人の資力に照らして過大であった場合における保証債務の効力に関する規定は設けられていない。したがって、過大な保証契約の効力については、契約自由の原則や公序良俗の一般原則に従って判断されることになる。すなわち、過大な額の保証債務を負ったとしても、原則として保証契約は有効であり、ただし、例えば保証契約の締結が保証人の軽率や無経験に乗じて締結されたもので、債権者に過大な利益を与えるものであるときは、保証契約が暴利行為として無効になることがあり得るととどまる。

2 問題の所在

しかし、保証契約については、個人的情義に基づいて行われることが多いことや、保証債務の履行を現実に求められるかどうかは契約締結の時点では確定していないことから、保証人が安易に保証契約を締結しがちであり、その結果、保証人が、予想外に多額の債務の履行を求められ、生活が破綻に追い込まれたり、最悪のケースでは自殺に追い込まれたりするというケースも生じている。そのため、保証の効力を制限すること（前記(1)）なども検討されているが、主債務者が事業のために負担する貸金等債務を主債務とする保証契約についてもっとも深刻な問題が生じていることから、これに限って効力を制限するものであり、全ての個人保証の効力が否定されるわけではない。しかし、効力が制限されない保証においても、個別の事案によっては、保証人が過大な負担を負う結果となる場合がある。このような場合に保証人の生活が破綻に追い込まれるなどの過

酷な事態を生じさせないための方策を検討する必要がある。

そこで、中間試案においては、裁判所による保証債務の減免の制度や保証人の資力に照らして過大な保証の効力を否定する制度（比例原則）が議論されてきた（中間試案第17、6(4)）。しかし、裁判所による減免の制度は、身元保証に関する法律第5条を参考にしたものであるが、通常の保証や根保証においては債務の発生について債権者側の帰責性が考えにくいなど、身元保証とは異なっているから、同条を直ちに通常の保証に一般化することには疑問がある。また、実際にこの制度を機能させる上でも、どのような要素を考慮してどの程度の減免を行うのが適当か、減免をどのような手続によって行うかなどの問題もある。

また、比例原則は、保証契約締結時の資力を考慮して過大とされる部分の保証の効力を否定するものであり、保証契約成立後に実体法上の保証債務の内容が変動するという問題は生じないが、過大という要件が明確と言えるか、経営者保証にも適用されるとその多くは過大なものとして契約の効力が否定されることになるがそれでよいか、などの問題がある。

3 保証人の責任の軽減を図る方策

(1) 過大な保証債務を負担することによって保証人が財産を失い、生活の破綻などの過酷な事態が生ずることを回避するため、保証人の負担を合理的な範囲に限定するという中間試案第17、6(4)の目的を実現する方法として、本文では、保証債務を減額するのではなく、保証債務の弁済に充てられるべき責任財産を一定の範囲に限定するという考え方の当否を取り上げている。

責任財産をどのように限定するかについては、例えば、保証人の総資産のうちの一定の割合又は一定の額が保証債務のための責任財産となり、それ以外の部分は保証人に残されるという方法のほか、保証人の総資産のうち生活の破綻などを回避するために必要な財産は保証債務のための責任財産とならないこととすることによって責任財産を限定する方法も考えられる。後者の方法を採用場合に、除外される部分をどのように特定するかについては、金額を定める方法、総資産のうちの割合によって定める方法、責任財産から除外されるべき財産の性質（当面の生活費用、居住用の建物など）によって定める方法などが考えられる。

(2) 保証債務のための責任財産の範囲を限定するという方策を採用するために解決すべき問題として、次のようなものが考えられる。

- ・ 保証人の総資産の内容をどのような手続で明らかにするか。
- ・ 保証人が複数の債権者に対して保証債務を負担している場合に、それぞれの責任財産はどうなるのか。例えば、本文に示した考え方によって1000万円相当の財産が保証債務のための責任財産になる場合に、この1000万円が全部の保証債務の合計に対する責任財産となるのか、そうであるとすれば、保証債務の額に応じてこの責任財産を割り振ることが考えられるので、その保証人が負担する保証債務の全体を明らかにしなければ各保証債務の履行に充てられるべき責任財産の額は明らかにならないが、どのような手続で保証債務の全体を明らかにするのか。

あるいは、各保証債務についての責任財産が1000万円ずつになるのか。そう

であるとすれば、保証債務が複数ある場合には責任財産を限定したとしても保証人が過大な責任を負う場合が生じることは避けられないが、それでよいか。

- ・ 保証人が保証債務のほか、それ以外の債務を負担している場合に、責任財産はどの債務にどのように割り振られるのか。

(3) 以上のような問題点を考慮すると、保証債務の履行に充てられるべき責任財産の範囲を限定するという方策を採ったとしても、公正な手続によって保証人の総資産の内容や負担している総債務の内容を明らかにしようとするれば、その手続は破産手続に近づいていくことになる。そうすると、破産手続とは別にこのような方策を設けることにどのような意義があるかが問題になると考えられるが、どのように考えるか。責任財産の限定が保証人の保護のために現実に機能するのは、保証人が一人の債権者に対してのみ保証債務を負担しており、かつ、それ以外の債務を負担していない場合に、破産手続を利用しないで経済的な更生を図ることができるという点に限られるとも考えられるが、そのように限定的な場面でのみ機能する制度を設けることの意義について、どのように考えるか。

第2 弁済

1 預金口座への振込みによる弁済

預金口座への振込みによる弁済に関する規律を民法に設けることの当否について、現代における債務の履行の方法として極めて重要であり規定を設ける必要があるとの指摘がある一方で、その効力発生時期について一律に決するのは適当ではなく、解釈に委ねるべきであるとの指摘があることを踏まえ、どのように考えるか。

○中間試案第22、6「弁済の方法（民法第483条から第487条まで関係）」

(1)から(3)まで（略）

(4) 債権者の預金口座に金銭を振り込む方法によって債務を履行するときは、債権者の預金口座において当該振込額の入金が記録される時に、弁済の効力が生ずるものとする。

(注) 上記(4)については、規定を設けない（解釈に委ねる）という考え方がある。

(説明)

1 現状

預金口座への振込みによる債務の履行に関するルールについては、民法には規定が設けられておらず、解釈に委ねられている。そのため、例えば、預金口座への振込みによる金銭債務の消滅時期がいつかという点などの基本的な法律関係が必ずしも明らかではないと指摘されている。

預金口座への振込みによる金銭債務の消滅時期については、振込みによって受取人（債権者）の預金債権が成立する時期の捉え方と密接に関連する。すなわち、金銭債務が消滅するためには、受取人が処分可能な形で確定的に預金債権を取得したといえることが

必要であり、そのためには、受取人の下で、振り込んだ金額に係る預金債権が成立している必要があるからである。そして、振込みによる預金債権の成立時期は、寄託の要物性と関連して議論がされてきたところであるが、通説は、被仕向銀行が受取人の預金口座に入金記帳をした時点であるとしている。

この問題と関連する問題として、預金口座への振込みによる債務の履行が弁済と代物弁済のいずれに該当するかという理論的な問題も提示されている。流動性預金口座への振込みが弁済に該当するとする見解は、銀行振出の自己宛小切手（預手）の交付が債務の本旨に従った弁済の提供となると判断した判例（最判昭和37年9月21日民集16巻9号2041頁）について、預手の交付による預金債権の取得が現金の交付に相当するということを含意しているとするものである。これに対して、流動性預金口座への振込みが代物弁済に該当するという見解は、債権者が預金債権を取得したとしても、銀行からの相殺の主張や第三者からの預金債権の差押え等、現金払いの場合には生じない不利益が発生するおそれがあることから、現金払いと同視することはできないとして、これを代物弁済とし、債権者の承諾を必要とすべきであるとするものである。この問題は、預金口座への振込みという方法によって債務を履行する場合に、債権者の承諾を要するか否かという点で、実務的には問題となる。

現代では、金銭債務の決済の多くが預金口座を通じた振込みによって行われていることを踏まえると、民法に規定を設けることによって、その基本的な法律関係を明確化することが検討課題となる。

2 パブリック・コメントの手續に寄せられた意見の概要

この問題について、中間試案では、債権者の預金口座に金銭を振り込む方法によって債務を履行するときは、債権者の預金口座において当該振込額の入金が記録される時に、弁済の効力が生ずる旨の規律を設ける考え方が取り上げられていた。これは、金銭債務の消滅時期が受取人の預金口座に入金記帳がされた時であることとともに、預金口座への振込みが金銭債務の弁済と位置付けられることを明確化しようとするものである。

この点について、パブリック・コメントの手續では、規定を設けないことを支持する意見が多数寄せられているが、その論拠や前提となる理解は様々であった。以下、その概要を紹介する。

(1) 債権者と債務者とのリスク分配の在り方に疑問を示す意見

中間試案によれば、仕向銀行や被仕向銀行の過誤等によるときでも、受取人の口座に入金記録がされなければ弁済の効力が生じないことになる。しかし、この点について、受取人の口座に入金記録がされなかった場合であっても、弁済の効力を認めてよい事例もあり得るという意見があった。

また、例えば、国際取引などでは、債権者が口座を有する銀行の事務処理遅延等により振込額の入金が記録されないことは、現実にはしばしばあり、このような場合に、債権者が口座を有する銀行（債権者が選択するのが通常である。）についてのリスクを債務者が負担することになるが、そのようなリスク分配の在り方は適当ではないという意見があった。

このほか、振込依頼人は振込みをしたことによって債権が消滅していると考えてい

ることが多いであろうことを踏まえると、仕向銀行や被仕向銀行の過誤等によって受取人の預金口座に入金記帳がされなかったような場合に、振込依頼人の受取人に対する債権が消滅しないという結論を一律に示すことは妥当でないという意見もあった。

- (2) 想定しない預金口座への振込みなど、当事者間の合意に反する振込みがされたときでも弁済の効力が生ずることへの懸念

支払方法についての合意がされている場合に、当該合意に従わない形で債権者の他の預金口座へ入金された場合にも弁済の効力が生ずるとすると、弁済の有無やいずれの債権への弁済がされたのか債権者が把握できないという事態が生じかねないと指摘して、預金口座への入金による弁済の効力については個別事情に応じて処理が可能となるよう明文の規定を設けずに解釈に委ねるべきであるという意見があった。

3 検討

(1) 検討の方針

パブリック・コメントの手続には以上のような意見が寄せられているが、結論として規定を設けるべきではないとする意見の中にも、預金口座への振込みによる債務の履行が重要な役割を果たしていること等を踏まえ、総論的には規定を設けることが望ましいという意見を示すものは少なくなかった。そして、規定を設けるべきではないという意見は、中間試案の内容に反対する理由として、債権の消滅時期について個別の事案ごとの柔軟な解決に委ねるべきであると指摘する。しかし、預金口座への振込みが今日の取引社会において極めて重要な債務の履行方法となっていることを踏まえると、その効力発生時期についての手がかりとなる規定すら設けないで、すべて個別の事案ごとの解決に委ねることに対しては、適当でないという批判があり得るように思われる。振込みによる債権消滅時期に関しては常に当事者間の合意が存在するわけではないので、全く規定を置かないですべて契約の解釈で解決することには困難が伴うからである。他方、必要な規定を設けた上で、契約の解釈等を通じて柔軟な解決を図ることは可能であるように思われる。また、比較法的には、最近の立法例において、預金口座への振込に関する基本的なルールを設ける例が多いことにも留意する必要がある（別紙参照）。

以上を踏まえ、改めてこの論点についての問題点を整理し、その検討を行った上で、最終的な規定の要否を決することが望ましいように思われる。

(2) 債権消滅の効力発生時期と預金債権の成立時期について

まず、債権者と債務者とのリスク分配の在り方に疑問を示す意見（この説明2の(1)で紹介した意見）については、①債権消滅の効力発生時期を、受取人（債権者）の預金契約において、振り込んだ金額に係る預金債権が成立した時とする考え方の当否と、②振込みによる預金債権の成立時期を入金記帳時とする考え方の当否とに分けて、議論を整理する必要がある。

- ① 債権消滅の効力発生時期を受取人（債権者）の預金契約に係る預金債権の成立時とする考え方の当否

金銭債務が消滅する時期については、受取人（債権者）の預金契約において、振り込んだ金額に係る預金債権が成立した時とする考え方が通説であると考えられる。

前述のとおり、受取人が処分可能な形で確定的に預金債権を取得したと言えることが必要であり、そのためには、受取人の下で、振り込んだ金額に係る預金債権が成立している必要があるからである。

パブリック・コメントで寄せられた意見には、この問題について明示的に言及している意見は多くないものの、現在の通説の理由付けは説得的であり、振込み以外の方法による弁済に関する規律とのバランスを考えても、預金債権の取得前に債権消滅の効力が生ずるとするのは適当ではない。そこで、預金口座への振込みによる債権消滅の効力発生時期が預金債権の成立時であるとするルールについては、それほど異論がないように思われるが、どうか。

② 振込みによる預金債権の成立時期を入金記帳時とする考え方の当否

上記①の問題について、預金債権の成立時であるとするルールを前提としても、預金債権の成立時点、債権者の預金口座において振込額の入金が記録される時とする規律について、反対する意見があった。その理由としては、(i)入金記帳という金融機関の内部的行為に預金債権の成立時期をかからしめることに対する疑問のほか、(ii)預金債権の成立時期を一律に決することへの疑問があるように思われる。

このうち、(i)の疑問は、当事者がコントロールすることができない入金記帳という時点を預金債権の成立時点とすることを不安視するものである。しかし、預金債権の成立時期に関して入金記帳時とする考え方以外の選択肢としては、例えば、被仕向銀行が支払指図を承諾した時点のほか、被仕向銀行の口座に記帳された時点などが考えられるが、いずれも、金融機関の行為によって預金債権の成立時期が左右されるのは避けられない。これに対して、振込人が仕向銀行に対して支払の指図をした時点で預金債権が成立すると考えれば、(i)の疑問を解消することができるものの、この時点で被仕向銀行と受取人との間に預金債権が成立すると考えるのは無理があり、このような考え方を採ることは困難である。したがって、(i)の疑問を理由として入金記帳時を預金債権の成立時期とすべきでないとするのは、必ずしも説得的でないと考えられる。

(ii)の疑問は、被仕向銀行の過誤等によって受取人の口座に入金記録がされなかったときに、常に預金債権が成立せず、その結果、弁済の効力が生じないこととなるのが、適当ではないとするものである。受取人の口座に入金記録がされたときに預金債権が成立し、これによって弁済の効力が生ずるという中間試案の考え方は、通説であり、法律関係の明確化という観点からは積極的に評価することができるものである。また、預金債権の成立時期はともかく、債権消滅時期については、債権者と債務者との合意によって、別の合意をすることができ、これによって適切にリスク分配を実現することができることにも留意する必要がある。

もっとも、被仕向銀行の過誤が原因の場合に、入金記録がされていないことを理由として、受取人の預金債権が成立しないとして、受取人（債権者）にそのリスクを負担させるのは適当でないという考え方はあり得るところであり、このような立場を踏まえると、預金債権の成立時点について、比較法の議論を参照しつつ、被仕向銀行が支払指図を承諾した時点とする考え方を採ることなどが考えられるほか、

この問題については判断基準を示さず、預金債権の成立時に弁済の効力が生ずることのみを定めることが考えられる。

この点について、どのように考えるか。

- (3) 想定しない預金口座への振込みなど、当事者間の合意に反する振込みがされたときでも弁済の効力が生ずることへの懸念について

想定しない預金口座への振込みなど、当事者間の合意に反する振込みがされたときでも弁済の効力が生ずることへの懸念(この説明2の(2)で紹介した意見)については、中間試案は、想定しない預金口座への振込みなど、弁済の方法に関する当事者の合意に反してされた振込みによっても弁済の効力が生ずるという理解を前提としていたわけではないことに留意する必要がある。

すなわち、まず、中間試案のルールは、振込みによって債務を履行することが許容されているときに適用されることが想定されているから、明示又は黙示の合意によって振込み以外の方法によって履行するとされた場合には、適用されない。また、債権者が想定していなかった預金口座に債務者から金銭が振り込まれた場合については、通常は、当該口座への振込みによる履行が許容されていたときに該当しないという評価がされることにより、弁済の効力が認められないことになる。したがって、この問題についての懸念を理由に、規定を設けるべきではないとするのは、必ずしも説得的ではないと考えられる。

もっとも、この点についての懸念を払拭する観点から、ルールを明確化することは検討されるべきである。例えば、任意規定であることを明らかにすることのほか、弁済の効力が生ずるのは、債権者が指定した口座に金銭が振り込まれたときとするという限定を付すことなどが考えられる。

この点について、どのように考えるか。

2 民事執行手続における配当と弁済の充当

民事執行手続における配当については、合意充当を認めるべきであるという意見がある一方で、これを認めた場合における執行実務上の支障を具体的に指摘して反対する意見も寄せられているが、どのように考えるか。

○中間試案第22、7「弁済の充当（民法第488条から第491条まで関係）」

民法第488条から第491条までの規律を次のように改めるものとする。

- (1) 次に掲げるいずれかの場合に該当し、かつ、履行をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をした場合において、当事者間に充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い充当するものとする。

ア 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を内容とする数個の債務を負担する場合（下記ウに該当する場合を除く。）

イ 債務者が一個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合（下記ウに該当する場合を除く。）

ウ 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を内容とする数個の債務を負担す

る場合において、そのうち一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきとき

(2) 上記(1)アに該当する場合において、上記(1)の合意がないときは、民法第488条及び第489条の規律によるものとする。

(3) 上記(1)イに該当する場合において、上記(1)の合意がないときは、民法第491条の規律によるものとする。

(4) 上記(1)ウに該当する場合において、上記(1)の合意がないときは、まず民法第491条の規律によるものとする。この場合において、数個の債務の費用、利息又は元本のうちいずれかの全部を消滅させるのに足りないときは、民法第488条及び第489条の規律によるものとする。

(5) 民法第490条を削除するものとする。

(6) 民事執行手続における配当についても、上記(1)から(4)までの規律（民法第488条による指定充当の規律を除く。）が適用されるものとする。

(注) 上記(6)については、規定を設けないという考え方がある。

(説明)

1 現状及び問題の所在

民事執行手続における配当がされた場合における充当のルールについては、条文上明らかではなく、解釈に委ねられている。この点について、判例（最判昭和62年12月18日民集41巻8号1592頁。以下「昭和62年判決」という。）は、担保権の実行としての不動産競売の手続において債権者と債務者との間に弁済充当の指定に関する特約があっても、当該特約に基づく充当をすることはできず、民法第489条から第491条までの規定に従った法定充当によって充当されるとしている。これは、不動産競売の手続は執行機関がその職責において遂行するものであって、その配当に際して債務者又は債権者の意思表示が予定されておらず、画一的に、最も公平妥当な充当方法である法定充当によることが競売制度の趣旨に合致することを理由とするものである。そして、この判例の考え方は、強制執行による配当における充当についても妥当すると考えられている。現在の執行実務はこの判例を前提としており、これによって、執行実務が円滑かつ安定的に運用されてきたと評価されている。

しかし、これに対しては、法定充当しか認められないことによって実務的な不都合が生じているとの指摘がある。例えば、法定充当によると、当事者が元本から消滅させることを希望する場合であっても、元本よりも先に利息や遅延損害金に充当されることになることを避けることができないという問題や、債務者が設定した担保が付されている債権と担保が付されていない債権とが共に請求債権とされている場合に、担保が付されている債権から先に消滅することになってしまうが、債権者はこれを避けることができないという問題があるとするものなどである。また、民事執行における配当について、法定充当以外の充当方法を認めないという考え方を貫徹すると、例えば、配当後の残債権額について保証人に請求する場面のように、合意充当の当否が争われる機会として執行手続外の保証債務履行請求訴訟などが想定される場合であっても、法定充当に従って

充当された残債権額を請求するほかないことになる。このような問題意識を踏まえ、合意充当を認めた場合に民事執行手続に実際にどのような支障が生ずるかを慎重に吟味する必要があるという指摘がされている。

民事執行手続への支障に関して、従前の当部会での議論では、配当に関する充当の規律が法定充当によるのでなければ執行手続上の支障が生ずるとは必ずしも言えないのではないかとの指摘があった。配当手続が終了する前に、手続外で一部弁済がされた場合のように、現在でも、2回目以降の配当の際に債権者が提出した債権計算書に記載された債権額が、法定充当後の債権額よりも少なくなることがあり得るのであり、合意充当を認めることによって、今までになかった問題が新たに執行手続に生ずるわけではないし、この点が現在の執行手続において問題であるとの指摘も見当たらないと主張するものである。もっとも、請求債権に複数の元本債権が含まれ、それぞれの利息・損害金の割合に差異がある場合を想定すると、合意充当は法定充当よりも常に債務者に有利であるとは限らないため、執行裁判所としては債権者が提出した債権計算書の内容が正当なものであるかどうかを確認すべき場合が生じ、手続外で一部弁済がされる場合との比較のみで執行手続に新たな問題が生じないと考えるのは早計であるようにも思われる（後記2(1)①参照）。

そこで、判例の考え方を改め、民事執行手続における配当についても充当に関する合意に従い充当することを可能とする考え方を採用するには、民事執行手続上の支障その他の問題点の有無をより慎重に見極めることが検討課題となる。

2 パブリック・コメントの手続に寄せられた意見の概要

この問題についてパブリック・コメントの手続に寄せられた意見は、賛否が分かれており、その論拠も様々であった。ここでは、特に、合意充当を認めることへの懸念を示す意見について、その概要を紹介した上で、必要に応じてこれに対する反対意見の紹介などをする。詳しくは、部会資料6 4-8の該当箇所をご覧いただきたい。

(1) 執行手続の長期化に対する懸念

執行手続の長期化を懸念する意見は、以下の点を根拠としていると考えられる。

- ① いわゆる奥書の記載からその後の強制執行の申立時の請求債権の金額を確認することができないことによる手続遅延の可能性

執行裁判所は、同一の執行力のある債務名義の正本に基づく再度の強制執行の申立てがあった際には、当該債務名義の正本への配当等の額の記載（いわゆる奥書。民事執行規則第62条第3項）を見て、そこに記載された額を法定充当して残債権額を計算し、過剰執行にならないかどうかを確認した上で、差押命令を発令している。しかし、合意充当が許容されるようになれば、上記のとおり、奥書に記載された額を法定充当した残額（に配当後の遅延損害金等を加えた額）よりも再度の強制執行申立時の請求債権額が多くなる場合が生じ得るところ、このような場合には手続外で一部弁済がされた場合とは異なり、一部請求をしているとは理解し得ないので、債権者がそのような合意の存在を前提とする請求債権額を主張しているときには、執行裁判所は、債権者が主張する合意の存否について審理をすることになり、その結果、差押命令を迅速に発令することができなくなるおそれが生ずると指摘さ

れている。請求債権に複数の元本債権が含まれ、それぞれの利息・損害金の割合に差異がある場合を想定すると、合意充当は法定充当よりも常に債務者に有利であるとは限らない。このため、手続外で一部弁済がされる場合とは異なり、債務者に不利な充当がされた場合には、過剰執行であるかどうかについて執行裁判所が関心を持たざるを得ない場面が生ずるというのである。

② 充当に関する合意の存否等について争いがある場合の問題

配当について合意充当が認められていない現在においては、継続的給付の差押えにおける2回目以降の配当時の請求債権額は、多くの場合、直近配当時における請求債権額とその配当額から容易に算定することが可能である。しかし、配当の合意充当が許容されるようになれば、充当合意の存在が主張された際には、充当合意の存否及び内容について審理をしなければ、2回目以降の配当時における請求債権額を認定することができなくなり、その結果、配当表原案を事前に準備することが困難になって、配当期日において証拠調べをしなければならない場合が増えるのではないかという懸念が示されている。

また、配当期日において、充当合意の有無及び内容について証拠調べを行って請求債権額を定めたとしても、配当期日に出頭した債権者又は債務者は、異議を述べ、さらに配当異議の訴えを提起することができ、異議があった部分については、配当を実施することができなくなる。そして、配当が複数回行われる事件においては、例えば、2回目の配当について配当異議の訴えが提起された場合には、その判決が確定するまでは2回目の配当額が確定しないので、3回目の配当における請求債権額を確定することもできなくなり、3回目以降の配当を実施することが難しくなるし、判決の確定を待たずに3回目の配当を実施すれば、当該配当についても異議が述べられることが予想されるという懸念も示されている。

(2) 債権者間の公平を害するおそれがあること

配当について合意充当が許容されるとすれば、次回以降の配当時における請求債権額が法定充当の結果よりも多くなる充当方法を合意することも可能であり、このような充当がされると、次回以降の配当時に、競合する他の債権者への配当額が少なくなることになる。この充当が、債権者間の公平を害することになり、妥当ではないのではないかという意見があった。

もっとも、これに対しては、当部会の審議において、一律に法定充当がされることによって、他の債権者の配当額が増加することに対する期待を合理的なものとして保護する必要はないという意見があったように、民事執行手続において、法定充当以外の充当方法を排斥することによって債権者間の公平を図るという価値判断には、異論もあり得る。

また、この点に関連して、最判平成22年3月16日集民233号205頁の田原睦夫裁判官の補足意見が包括執行手続である破産手続においても昭和62年判決が妥当するとしたことを紹介し、個別執行手続である民事執行手続における配当についても合意充当を認めないとするのがこの補足意見と整合的であると指摘する意見もあった。しかし、他方で、上記最判平成22年3月16日については、破産手続におい

て、一般論として一方当事者に充当の指定権を与える合意の効力が認められるということ的前提として、例外的に、信義則上、指定権を行使することができない場合があることを判示したものであるという理解があり、この理解に基づき、個別執行手続である民事執行手続における配当についても合意充当を認めるべきであるとの指摘もあった。また、最判平成9年1月20日民集51巻1号1頁が、その理由において、「法定充当の規定に定めるところと異なる充当をするべき事由につき何らの主張、立証のない本件においては、」と言及しており、法定充当以外の充当についての主張・立証をした場合には異なる判断となり得たことを示唆していることとの整合性について問題提起する意見もあった。

(3) 充当に関する合意が認められる債権の範囲や充当合意の時的限界が不明確であること

充当に関する合意をすることができる債権の範囲について、中間試案では明示的に限定する文言は付されていないが、この点について仮に何らの限定がないとすれば、担保権実行手続における配当を被担保債権以外の債権に充当する合意や強制執行手続における配当を請求債権以外の債権に充当する合意の効力も認められることになり、そうすると、他の債権者や後順位担保権者の利益を害することになるのではないかと指摘する意見があった。

もっとも、強制執行にせよ担保権実行にせよ、配当を充当すべき対象は、当然にそれぞれの手続の請求債権などの配当等を受けるべき債権であり、それ以外の債権について「充当」を觀念することはないものと思われる。現在の実務における法定充当も、あくまで配当等を受けるべき債権の範囲内で法定充当を行っているのであり、合意充当を認めることとする場合であっても、それは配当等を受けるべき債権の範囲内における合意充当が認められるに過ぎないと考えられる。

また、充当に関する合意をすることができる時的限界についても、中間試案では明示的に限定する文言は付されていないが、仮に何らの限定がないとすれば、例えば、複数回の配当が行われる事案において、2回目の配当が終わった後に1回目の配当についての充当合意をすることも可能になると考えられ、このような合意が行われた場合には、2回目の配当表と3回目の配当表の連続性が失われることになるなど、手続が輻輳し、各債権者が自己の配当額が正当であるのかを確認すること等が困難になると指摘する意見があった。

この点については、買受人による代金納付や第三債務者による執行供託がされた時から、その後の配当手続を経て債権者が配当金を受領するという一連の流れの中で、厳密にどの時点をもって充当合意の時的限界を画すべきであるかは、一般の弁済充当と対比しつつ、なお検討することが必要な課題であると考えられる。もっとも、これまでの部会の審議では、上記意見が指摘するような配当後の充当に関する合意に効力を認める趣旨ではないことを前提として議論が進められていたところであり、パブリック・コメントの手続に寄せられた意見においても、配当後の合意に効力を認めることを求める意見は見当たらなかった。

3 今後の検討の在り方

以上のように、配当について合意充当を認めることに懸念を示す意見が提示する問題のうち、合意充当を認めることに実際上の障害となり得るのは、①奥書の記載からその後の強制執行の申立時の請求債権の金額を確認することができない事例が生じ得ることと、②充当に関する合意の存否等について争いが生じ得ることから、執行手続の遅延を招くおそれがあるという問題であると考えられる。

上記①②の問題については、円滑な執行実務の運用に悪影響を与えないように、実務的な問題の有無を慎重に検討する必要があると思われるが、どのように考えるか。

また、以上のほか、合意充当を認めることとする場合における執行実務の支障の有無を検討するに当たって、どのような点に留意すべきか。

3 弁済による代位と求償権との関係

(1) 複数の保証人間の代位割合を明らかにする規定（中間試案第22、10(2)エ）の要否について、どのように考えるか。

(2) 上記1の規定を設ける場合には、連帯債務者間及び不可分債務者間の代位割合を明らかにする規定を設ける必要があるのではないかと指摘があるが、このような規定の要否について、どのように考えるか。

(3) 民法第501条第5号に該当する場合における保証人間の求償権の範囲を明らかにする規定の要否について、どのように考えるか。

○中間試案第22、10(2)「法定代位者相互間の関係（民法第501条関係）」

民法第501条後段の規律を次のように改めるものとする。

ア 民法第501条第1号及び第6号を削除するとともに、保証人及び物上保証人は、債務者から担保目的物を譲り受けた第三取得者に対して債権者に代位することができるものとする。

イ 民法第501条第2号の規律を改め、第三取得者は、保証人及び物上保証人に対して債権者に代位しないものとする。

ウ 民法第501条第3号の「各不動産の価格」を「各財産の価格」に改めるものとする。

エ 保証人の一人は、その数に応じて、他の保証人に対して債権者に代位するものとする。

オ 民法第501条第5号の規律に付け加え、保証人と物上保証人とを兼ねる者がある場合には、同号により代位の割合を定めるに当たっては、その者を一人の保証人として計算するものとする。

カ 物上保証人から担保目的物を譲り受けた者については、物上保証人とみなすものとする。

(注) 上記オについては、規定を設けない（解釈に委ねる）という考え方がある。

○部会資料62第2「弁済による代位」

民法第501条第3号から第5号までの規律を次のように改めるという考え方があるが、どのように考えるか。

- 1 保証人の一人は、保証債務の額に応じて、他の保証人に対して債権者に代位するものとする。
- 2 物上保証人の一人は、各財産の価格（財産の価格よりも被担保債権の額が低い者にあつては、被担保債権の額）に応じて、他の物上保証人に対して債権者に代位するものとする。
- 3 保証人と物上保証人との間においては、保証人については保証債務の額を基準とし、物上保証人については財産の価格（財産の価格よりも被担保債権の額が低い者にあつては、被担保債権の額）を基準とし、これらの額の割合に応じて、債権者に代位するものとする。
- 4 上記3の適用に当たり、保証人と物上保証人とを兼ねる者がある場合には、その者については、保証債務の額と財産の価格（財産の価格よりも被担保債権の額が低い場合にあつては、被担保債権の額）のいずれか高い方の額を基準とするものとする。
- 5 上記2から4までの適用に当たり、物上保証人の財産に他の債権のための優先する担保が設定されている場合には、その財産の価格は、当該優先する担保によって担保権者が弁済を受けるべき金額を控除した額とするものとする。
- 6 物上保証人から担保目的物を譲り受けた者については、物上保証人とみなすものとする。
- 7 第三取得者間の代位割合の決定方法については、上記2を準用するものとする。

(説明)

1 現状

代位制度は、代位をした者の求償権を確保するために認められている制度であり、弁済をするについて正当な利益を有する者が他人の債務を弁済したときは、当然に代位することが認められている（民法第500条）。そして、この法定代位権者相互間の関係については、民法第501条各号に規定されており、これによって、法定代位権者間の公平を図ろうとするものである。もっとも、同条各号は、法定代位権者の関係を網羅的に定めるものではなく、ここに規定されていない者の間の関係については解釈に委ねられている。

2 共同保証人間の代位割合

例えば、共同保証人相互間の関係については、民法第465条で求償権の範囲が定められているが、代位の割合について同法第501条各号には規定が欠けている。起草者は、共同保証人間の求償権を決する負担部分の割合に応じて代位の割合が決せられると理解していたが、これは当然のことであるという理由に基づき、規定を設けなかったとされる。しかし、この点については起草者の理解に反して、解釈が分かれており、現在では以下の①から③までのような見解が示されている。

① 共同保証人間の関係は民法第465条の求償権により一元的に処理されるべきであ

り、共同保証人間では代位をすることができないとする見解。

② 共同保証人間でも債権者に代位をすることができるが、他の共同保証人への代位の範囲は民法第465条によって取得する求償権の範囲内に制限されるという見解。

③ 共同保証人間でも債権者に代位をすることができるが、民法第465条によって取得する求償権の範囲内に制限されることがなく、債務者に対する求償権の範囲内において、代位によって権利を行使することができるとする見解。

この点について、中間試案では、②の考え方に基づいて、共同保証人間の代位割合を定める考え方が取り上げられていた。①の考え方に対しては、保証債権に担保権が設定されている場合や債務名義が作成されている場合などに代位を認める実益があり、これを否定する理由がないと考えられる。また、③によると、求償権の確保のための代位制度という趣旨に反する結果を認めることになり、不当であるように思われる。中間試案は以上のような考え方に基づくものであるが、これについては、パブリック・コメントの手續に寄せられた意見においても、概ね異論が見られなかった。

もっとも、法定代位権者間で求償権が発生する場合には、民法第501条柱書によって、代位することができることとその代位の範囲が法定代位権者間の求償権の範囲に限られることは明らかになっており、同条各号で列挙されているのは、求償権が発生しない法定代位権者間で代位が認められる場合の根拠と代位の範囲を定めているという理解に立つと、共同保証人間の代位割合に関する規定は不要であるということになり、当部会の審議においてもそのような意見があった。確かにこのような解釈は可能であると考えられるが、上記のように、起草者の理解に反してこの問題についての解釈が分かれているという現状を考慮すると、解釈に委ねることなく、条文上明確にすることが望ましいように思われるが、どうか。

規定を設ける場合には、(ア)民法第465条は存置した上で、代位割合を定める規定を同法第501条各号に併せて列挙する方法（中間試案第22、10(2)エ）の他、(イ)民法第465条は存置した上で、代位割合を定める規定を同法第501条各号とは別に設ける方法も考えられる。このほか、(ウ)同法第465条を削除して、共同保証人間の関係については、同法第501条で一元的に処理することが簡明であるという意見もあったが、同法第465条が準用する同法第444条の規律が欠けることになってしまうのが適切ではないとの指摘があったことを考慮すると、同法第465条は引き続き存置する必要があると考えられる。その上で、上記のように、現在の同法第501条各号に定められている場合が、求償権が発生しない法定代位権者相互間の代位割合等を定めるものであるという理解を前提とすると、共同保証人間の代位割合をここに規定するのは適当でないという意見があることや、同法第501条各号に列挙されている場合とは、基本的に債務者に対する求償権を確保するために代位が認められている場合であるが、共同保証人間での代位は、債務者に対する求償権確保とともに、共同保証人間の求償権確保をも目的とするものであるという点でも性質を異にするといえることから、(イ)の方法のほうが適当であると考えられる。そして、この方法を採用する場合には、同法第501条柱書における「自己の権利に基づいて求償することができる範囲内において」とは、債務者に対して求償することができる範囲を意味しており、法定代位権者相互間での求償権

の範囲を意味していないので、共同保証人間については、その間の求償権の範囲で代位の範囲が限定されることを明確化するために特別の規定を設ける必要があるという整理になると考えられる。また、共同保証人間の代位割合について、保証人の数に応じて決せられる旨の規定を設けることについては、負担部分に応じて求償することができる定める同法第465条と齟齬が生ずるとの指摘もあるので、両者の整合性にも留意する必要がある。以上のような観点から、共同保証人間の代位割合に関する規定を設けること、及びその場合における規定の在り方について、どのように考えるか。

3 連帯債務者間及び不可分債務者間の関係

共同保証人間の代位割合について規定を設けるという考え方について、部会では、共同保証人間について規定を設けると、これと同様に現在は解釈に委ねられている連帯債務者間の関係及び不可分債務者間の関係について、規定を設けない理由が説明できないとの問題提起をする意見があった。

しかし、連帯債務者間及び不可分債務者間の関係は、共同保証人間の代位の問題とは、異なる整理が可能であるように思われる。すなわち、この説明2のように、共同保証人間の代位の場合には、債務者に対する求償権の範囲で代位の範囲が制限されるだけでなく、共同保証人間の求償権の範囲でも代位の範囲が制限されることになるが、これが民法第501条柱書で明らかにされていないので、規定を設ける必要があると考えられる。これに対して、連帯債務者間及び不可分債務者間では、同条柱書によって、代位の根拠と代位の範囲は明確になっているから、このような規定を設ける必要がないと解することができる。

このように考えると、共同保証人間の代位の問題について規定を設けたとしても、連帯債務者間及び不可分債務者間の関係について規定を設ける必要はないという整理が可能であるように思われるが、どうか。

4 民法第465条と同法第501条第5号との関係

この説明2の問題と関連する問題として、民法第465条と同法第501条第5号との関係をどのように考えるのかという問題がある。例えば、債務者Sが負担する3000万円の債務を保証人A及びBが債務全額について連帯保証をし、物上保証人Cが債務全額について時価3000万円の甲不動産に第1順位の抵当権を設定した設例において、保証人Aが保証債務を履行すると、同法第465条に基づいてBに対して1500万円の求償権を取得するとともに、同法第501条第5号に基づいて債権者に代位して1000万円の保証債権を行使することができることになる。しかし、債務者Sが無資力である場合には、AがBに対して1500万円の求償権を行使できるとすると、Aは債権者に代位して物上保証人Cの甲不動産から1000万円の配当を受けることができるから、最終的に、Aが500万円、Bが1500万円、Cが1000万円を負担することになるが、これは明らかに不当である。ここでは、A、B及びC間の負担の公平を考慮して同法第501条第5号によって定められたAのBに対する代位の範囲を超えて、AがBに対して1500万円の求償権を取得するという結論の当否が問題となっている。

この点については、結論として、AがBに対して取得する求償権の額は1000万円

になるという考え方が一般的であると思われるが、その根拠については一致していない。例えば、民法第465条が定める負担部分を、物上保証人がいるときは、その者も含めて頭数に応じて決定するという見解がある。これに対しては、同条が共同保証人と物上保証人がいるという事態を想定した規律であるとは考えられないとして、同法第501条第5号によって求償権の額も決せられることになるという見解があるが、他方で、代位の割合を決する規定から、求償権の範囲が決せられるということが条文上明確ではないという指摘があり得る。そこで、この点に関するルールを条文上明確にすることが検討課題となる。

規定を設ける場合の方法としては、民法第501条第5号に該当する場合には、①当事者間に別段の合意がない限り、同号によって決せられる代位の割合によって、同法第465条の負担部分が決せられることを、同条において明らかにする方法と、②同法第501条第5号によって決せられる代位の割合に応じて、共同保証人間の求償権の範囲が決せられる旨の規定を同条に設ける方法とが考えられる。①については、求償権に関するルールの一覧性を確保するという観点からは望ましいが、同法第465条においては、共同保証人のみがいる場合の負担部分の決定方法についても条文上明確にされていないのに、①のような規律のみを設けるのは不自然であるとの批判があり得る。他方、②については、代位に関するルールを定める同法第501条に求償権に関するルールが設けられることへの批判が考えられる。

上記の問題について、規定の要否を含めて、どのように考えるか。

5 民法第501条に関するその他の問題

民法第501条のうち、第3号から第5号までの規律については、部会資料62において、保証人や物上保証人が負担した責任の額を代位の割合に反映させる方向で改正するという考え方が提示された。この問題については第73回会議で審議されており、その審議結果を踏まえて、今回の部会資料で採り上げた問題と併せて引き続き検討することとなるが、検討に当たって留意すべき点として、これまでに指摘された点の他、どのようなことが考えられるか。

〔ドイツ民法〕

第12節 委任、事務処理契約および決済サービス (Zahlungsdienste)

第1款 委任

第662条ないし第674条

第2款 事務処理契約

第675条 有償事務処理

第675a条 情報提供義務

第675b条 システム内における証券譲渡の指図

第3款 決済サービス

第1目 総則

第675c条 決済サービスおよび電子マネー

第675d条 決済サービスに際しての情報提供

第675e条 異なる合意

第2目 決済サービス契約

第675f条 決済サービス契約

第675g条 決済サービス枠契約の変更

第675h条 決済サービス枠契約の通常解約告知権

第675i条 少額商品および電子マネーに関する例外

第3目 決済サービスの実行および利用

第1Unterkapitel 決済取引の権限認証：決済認証

第675j条 同意および同意の撤回

第675k条 利用制限

第675l条 決済認証手段に関する支払人の義務

第675m条 決済認証手段に関する決済サービス業者の義務：送信のリスク

第2Unterkapitel 決済取引の執行

第675n条 決済指図の到達

第675o条 決済指図の拒絶

第675p条 決済指図の撤回不可能性

第675q条 決済取引の報酬

第675r条 顧客コードに基づく決済取引の執行

¹ 「目」の下位概念を指す。以下同じ。

- 第 675s 条 決済取引の執行期限
- 第 675t 条 入金記帳日付および資金の利用可能性

第 3 Unterkapitel 責任

- 第 675u 条 無権限の決済取引に対する決済サービス業者の責任
- 第 675v 条 決済認証手段の濫用的使用に対する支払人の責任
- 第 675w 条 権限認証の証明
- 第 675x 条 権限ある決済取引が受取人により、または受取人につき解約された場合の払戻義務
- 第 675y 条 決済サービス業者の決済指図の不執行または執行に瑕疵があった場合の責任；調査義務
- 第 675z 条 決済指図の不執行もしくは執行に瑕疵があった場合、または無権限の決済取引が行われた場合の決済サービス業者の責任
- 第 676 条 決済取引の執行の証明
- 第 676a 条 補償請求
- 第 676b 条 無権限または執行に瑕疵のある決済取引の表示
- 第 676c 条 免責

第 675 f 条 決済サービス契約

- (1) 個別決済契約 (Einzelzahlungsvertrag) により、決済サービス業者は、決済サービスを支払人、受取人またはその双方の立場を要求する者 (決済サービス利用者) のために、決済取引を執行する義務を負う。
- (2) 枠決済サービス契約 (Zahlungsdiensterahmenvertrag) により、決済サービス業者は、決済サービス利用者に対して、個別またはそれに続けておこなわれる決済取引を執行する義務を負い、場合により、ひとりまたは複数の決済サービス利用者の名において、決済サービス利用者のために継続的決済口座を管理する義務を負う。枠決済サービス契約は、他の契約の一部を構成し、または別の契約と密接に関連することを妨げない。
- (3) 決済取引とは、資金を預入れ、移動し、または引き出すためのあらゆる行為をいい、支払人と受取人との間における法的原因関係は問わない。決済指図とは、支払人が自己の決済サービス業者に対して決済取引の執行する旨の委託をいい、その形式、および、それが直接または受取人を介して間接的に伝達されるかは問わない。
- (4) 決済サービス利用者は、決済サービス業者に対して執行された決済サービスに合意した報酬を支払う義務を負う。本款の定める付随的義務の履行については、それが許容される限りにおいて、決済サービス利用者と決済サービス業者との間で合意がなされた場合にのみ、決済サービス業者は報酬を請求することができる。その報酬は適正で、かつ、現実に生ずる決済サービスの費用に照準を合わせたものであることを要する。

- (5) 受取人と決済サービス業者との間の枠決済サービス契約においては、受取人が、特定の決済認証手段の利用について支払人に軽減措置を提供する権利を排除してはならない。

第675g条 決済サービス枠契約の変更

- (1) 決済サービス業者が主導して行う枠決済サービス契約の変更には、提案されている発効期日の少なくとも2カ月前までに決済サービス利用者に対して民法施行法第248条第2条及び第3条所定の方式により、企図されている変更内容が提供されていることを要する。
- (2) 決済サービス業者と決済サービス利用者は、決済サービス利用者が、提案されている変更の発効日までに異議を唱えない限り、本条第1項にいう変更に対する決済サービス利用者の同意がなされたものとみなす旨を同意することができる。当該合意がなされる場合、決済サービス利用者には、提案されている変更の発効日までに、枠決済サービス契約を催告なしに解約告知する権利が与えられなければならない。決済サービス業者は、決済サービス利用者に対して、契約の変更の申し出と共に、決済サービス利用者が沈黙した場合の効果、および、無料かつ無催告で解約告知をなす権利を有する旨を指摘する義務を負う。
- (3) 利率および為替相場の変更は直接、かつ、事前の通知なく効力を生ずる。ただし、その旨枠決済サービス契約において合意がなされ、かつ、当該変更がそこで合意された基準利率(Referenzzinssätzen)または基準為替相場(Referenzwechsellkursen)の変動に準拠している場合に限る。基準利率とは、利息計算にあたり基準とされる利率で、公に入手可能で決済サービス契約の双方当事者にとって検証可能な情報源に由来するものをいう。基準為替相場とは、あらゆる通貨交換の基準とされる為替相場で、決済サービス業者が入手可能または公に入手可能な情報源に由来するものをいう。
- (4) 決済サービス利用者は、本条第3項による計算により不利益を受けることはない。

第675h条 決済サービス枠契約の通常解約告知権

- (1) 決済サービス利用者は、枠決済サービス契約において解約告知期間に関する合意がない限り、いつでも解約告知期間を定めることなく枠決済サービス契約を解約告知することができる。契約において特定の契約締結期間についての定めがあった場合も同様とする。1月以上の解約告知期間の合意は無効とする。
- (2) 決済サービス業者は、枠決済サービス契約の期間について定めがなく、解約告知権について合意がある場合に限り、枠決済サービス契約を解約告知することができる。解約告知期間は2カ月を超えてはならない。解約告知の意思は、民法施行法第248条第2条ないし第3条所定の方式によって表示されなければならない。
- (3) 解約告知がなされた場合、通常生ずる報酬は、契約が終了する時点までについて割合的に計算する。事前に支払われていた報酬で、契約終了後に期限が到来す

るものについては、割合的に償還されなければならない。

第675t条 入金記帳日付および資金の利用可能性

- (1) 受取人の決済サービス業者は、決済サービス業者の口座に入金となされた後、遅滞なく決済取引金額を利用可能にする義務を負う。決済取引金額が受取人の支払口座に入金記帳されるべきときは、記帳が事後的になされる場合もふくめ、決済サービス業者が支払口座への一定金額の入金記帳または引落記帳の利息計算の基準時(入金記帳日付)は、遅くとも、受取人の決済サービス業者の口座に入金となされた営業日中とする。第1文は、受取人が決済取引口座を有していないときにも適用する。
- (2) 消費者が決済サービス業者の支払口座に当該支払口座の通貨の現金で入金するときは、当該決済サービス業者は、その資金を受領した後遅滞なく、受取人が利用可能となるよう入金処理を行うことを保証しなければならない。決済サービス利用者が消費者でないときは、遅くとも受領の翌営業日には受取人に資金が利用可能となるよう入金処理を行わなければならない。
- (3) 支払人の決済取引口座からの引落記帳は、その記帳日付が当該支払口座に決済取引金額の引落があった時点以降となるように行わなければならない。

〔オランダ民法〕

第6編第114条

- (1) 弁済がなされなければならない、又はなしうる国において、債権者の名で郵便取引専用口座があるときは、債務者は支払うべき金額をその口座に入金することによって債務の履行をすることができる。ただし、債権者がその口座への弁済を有効に排除していたときはこの限りでない。
- (2) 前項の場合においては、債権者の口座に入金がされた時に弁済がされたものとする。

〔ヨーロッパ契約法原則〕

7：107条 支払いの形式

- (1) 履行期にある金銭の支払いは、通常取引で用いられるどのような形式でも行うことができる。
- (2) 債権者が、小切手その他の支払指図または支払約束を、契約に従い、または自発的に受領したときは、それが現実に支払われることを条件に受領したものとみなす。その支払指図や支払約束が現実に支払われない場合を除き、債権者は、元の債務を強制することができない。

〔ユニドロワ国際商事契約原則2010〕

第6.1.8条 (資金移動による支払)

- (1) 支払は、債権者が口座を有する旨を知らせていた金融機関のいずれへの資金移

動によってもすることができる。ただし、債権者が特定の口座を指定していたときはこの限りではない。

- (2) 資金移動による支払の場合には、債務者の債務は、債権者が口座を有する金融機関への資金移動が効力を生ずる時に消滅する。

〔国際振込に関するUNCITRALモデル法〕

第19条（振込の完了）***

- (1) 振込は、被仕向銀行が支払指図を受取人のために承諾した時に完了する。振込が完了した時に、被仕向銀行は、受取人に対し、その承諾した支払指図の限度で、債務を負担する。完了は、それ以外の点で、受取人と被仕向銀行の関係に影響を与えるものではない。
- (2) 振込は、被仕向銀行の承諾した支払指図の額が、一又はそれ以上の受信銀行が手数料を差し引いたことにより、振込依頼人の支払指図の額よりも少ないときでも、完了する。振込の完了は、受取人が、原因債務関係を規律する準拠法に基づき、当該手数料相当額を、振込依頼人から回復する権利に影響を与えるものではない。

***委員会は、その採用を望むかもしれない国のために、以下の規定を示唆する。

振込が、振込依頼人の指定する口座へ振込により弁済可能な、振込依頼人の受取人に対する債務の弁済を目的とする場合には、当該債務は、被仕向銀行が支払指図を承諾した時に、それと同額の現金の支払によって弁済される限度で弁済される。